

院内掲示について

1. 保険医療機関について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

3. 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行って診療を行っています。

- ・ 認知療法・認知行動療法 I
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

4. 一般名処方加算に係る院内掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品以下略）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、処方箋には銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載しております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することができます。ご不明な点がありましたら、当院職員にご相談ください。

5. 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日から後発医薬品がある長期収載品（先発医薬品）の処方を患者さんが希望される場合、特別の料金（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）を選定療養としてお支払いいただくことになります。

6. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、以下の取り組みにより医療DXを促進しております。

◎医師等が診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。

◎マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

◎算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しております。

医療DXを推進し、より質の高い医療をおこなうための十分な情報を取得し、診療において活用しております。

7. その他

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口までお問合せください。